

## 園芸施設共済制度の変遷

年次	制度化の概要	参 考
昭和43	共済適用に関する調査研究	西日本に豪雪（制度化の要望高まる）
44	施設園芸保険調査（44～46年）	主要7県に調査委託、関東甲信越に豪雪
47	制度化検討会	
48	園芸施設共済調査	主要7県に調査委託
	<b>畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法公布（9月法律第79号）</b>	
49	園芸施設共済の試験実施開始 (1) 実施県 30県 (2) 実施組合等数 176組合等	
50	施設内農作物に関する調査（50～9年） 特定園芸施設に関する価額調査開始（平成20年度まで）	主要12県に調査委託 (社)日本施設園芸協会に調査委託
52	本格制度検討会開始	
53	<b>農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第57号）</b>	
54	園芸施設共済の本格実施開始 (1) 実施県 45県 (2) 実施組合等数 955組合等	
56	<b>農業災害補償法施行規則の一部改正（2月省令第4号）</b> 少額損害不填補額の引上げ（1万円→3万円） 再保険金支払開始割合の引下げ（50%→30%） （3月告示第306号）	
60	<b>農業災害補償法の一部改正（6月法律第50号）</b> (1) 病虫害事故除外方式の導入 (2) 危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入	
61	共済責任期間の短縮（6か月→4か月）	
平成5	<b>農業災害補償法の一部改正（5月法律第35号）等</b> (1) 雨よけ施設等の追加 (2) 組合等の手持共済責任の拡大（1割→2割） (3) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ （2千万円→4千万円） (4) 園芸施設異常事故基準の緩和 (5) 施設内農作物価額算定率を作物区分ごとに設定	

年次	制度化の概要	参 考
平成11	<p><b>農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正（6月法律第69号）等</b></p> <p>(1) 責任分担方式の見直し（年間超過損害歩合再保険方式の導入）</p> <p>(2) プラスチックハウスⅣ類（鉄骨中）における硬質フィルム被覆施設の施設区分の分離（プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及び同乙（鉄骨中・硬））</p> <p>(3) 農業共済事業の2段階制の導入</p>	
14	<p><b>農業災害補償法施行規則の一部改正（3月省令第21号）</b></p>	
	<p>施設区分の見直し</p> <p>(1) プラスチックハウスⅣ類乙 軟質フィルム被覆施設であっても、一定の基準を満たす施設は、この施設区分を適用</p> <p>(2) プラスチックハウスⅤ類 硬質フィルム被覆施設であっても、一定の基準を満たす施設は、この施設区分を適用</p>	
15	<p><b>農業災害補償法施行規則の一部改正（10月省令第111号）等</b></p>	
	<p>(1) 特定園芸施設撤去費用の補償方式の導入 補償対象とする施設区分はガラス室及び鉄骨ハウス</p> <p>(2) 多目的ネットハウスの追加</p> <p>(3) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ （4千万円→8千万円）</p> <p>共済責任期間の短縮（4か月→2か月） （共済規程等で定めた場合）</p>	
27	<p><b>農業災害補償法施行規則の一部改正（1月省令第1号）等</b></p>	
	<p>(1) 耐用年数及び時価現有率の見直し</p> <p>(2) 特定園芸施設及び附帯施設に係る園芸施設復旧費用の補償の導入</p> <p>(3) 特定園芸施設撤去費用の対象施設区分の拡充（パイプハウス等）</p>	

年次	制度化の概要	参 考
<p>29</p> <p>平成31</p> <p>令和元</p> <p>令和2</p>	<p><b>農業災害補償法の一部改正（6月法律第74号）等【平成31年1月引受けから適用】</b></p> <p>(1) 共済責任期間を未被覆期間を含め原則1年</p> <p>(2) 小損害不填補の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3万円又は共済価額の10%→3万円又は共済価額の5%</li> <li>・ 3万円に加え、10万円、20万円の選択肢を追加</li> </ul> <p>(3) 共済掛金国庫負担対象共済金額の限度額の引上げ (8千万円→1億6千万円)</p> <p>(4) 危険段階別の掛金率を全ての組合等で導入</p> <p><b>農業保険法施行規則の一部改正（3月省令第12号）等</b></p> <p>(1) 組合員資格者から除く者の基準の下限面積（2a）の撤廃【平成31年4月引受けから適用】</p> <p>(2) 補償対象外とできる事由に耐用年数を大幅に超過した施設を追加【令和元年6月引受けから適用】</p> <p>(3) 小損害不填補の拡充【令和元年9月引受けから適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3万円、10万円、20万円に加え、50万円、100万円の選択肢を追加</li> <li>・ 小損害不填補の選択単位を、農家単位から棟単位に変更</li> </ul> <p><b>農業保険法施行規則の一部改正（5月省令第7号）等【令和元年6月引受けから適用】</b></p> <p>(1) プラスチックハウスⅡ類のうち、主要骨格が31.8mm以上の施設の掛金割引を導入</p> <p>(2) 組合等と協定を締結した集団が一斉加入受付を行い、確実な集団加入が見込める場合の掛金割引を導入</p> <p><b>農業保険法施行規則の一部改正（4月省令第33号）等【令和2年9月引受けから適用】</b></p> <p>(1) 復旧費用特約の補償水準を、耐用年数経過後も再建築価額の100%まで引き上げ（75%→100%）</p> <p>(2) 共済価額の8割が上限である付保割合を、9割又は10割まで引き上げられる特約（付保割合追加特約）を導入</p> <p>(3) 小損害不填補の額を1万円に引き下げられる特約（小損害不填補1万円特約）を導入</p> <p>(4) 復旧費用特約の支払対象に、農業者自身が復旧作業</p>	

を行った場合などを追加

(5) 被覆材の自然消耗割合は、耐用年数経過後は適用しないこととする見直し

(6) 農業者ごとの選択であった次の項目を、棟ごとに選択できることとする見直し

- ・付保割合
- ・撤去費用特約
- ・復旧費用特約